

一関市川崎農村女性の家管理運営規則の一部を改正する規則

改正前			改正後		
<p>(附属設備等の利用料金)</p> <p>第5条 条例別表第2第1項に規定する冷暖房料及び備考2に規定する附属設備及び備品等並びに同表第2項備考2に規定する冷暖房の利用料金は、別表のとおりとする。</p>			<p>(附属設備等の利用料金)</p> <p>第5条 条例別表第1備考2に規定する附属設備及び備品等_____の利用料金は、別表のとおりとする。</p>		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
利用区分	単位	利用料金	利用区分	単位	利用料金
集会室等の貸切利用における冷暖房料	1室につき1時間	50円			
宿泊利用における冷暖房料	1日	利用する燃料の消費量に適正な時価を乗じて得た額	宿泊利用における冷暖房料	1日	利用する燃料の消費量に適正な時価を乗じて得た額
電気器具等（消費電力500W以上のものに限る。_____）を持込使用する場合の電気料金	1回につき消費電力量1kWhまで	50円	電気器具等（消費電力の合計が500Wを超える場合に限る。）を持込使用する場合の電気料金	コンセント1か所につき1時間（コンセント1か所当たりの消費電力は1500Wまでとする。）	50円
	1回につき消費電力量1kWhを超える場合	3kWhまでは100円とし、3kWh増えるごとに50円を加算する。			
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。